

◆土砂災害・水害に関する区域

土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	がけ崩れ、土石流、地すべりが発生した場合、危害が生ずる恐れのある区域
	土石流	
	地すべり	土石流危険渓流、土砂と水が一緒に流れ出す恐れのある渓流
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊(がけくずれ)	がけ崩れ、土石流が発生した場合、建築物に損壊が生じ、著しい危害が生ずる恐れのある区域
	土石流	
河川の洪水による浸水想定区域	浸水	5.0m以上
	水深	3.0m以上 ~5.0m未満
	深さ	0.5m以上 ~3.0m未満
		0.5m未満
内水はん濫による浸水想定区域		100年に1回程度の確率で発生する大雨の際に、雨水管からあふれた水により、20cm以上浸水することが想定される区域

◆注意が必要な場所

地下施設	地下街・地下通路	大雨の際、浸水に注意が必要
道路冠水危険箇所(アンダーパス)	鉄道(地下部)	
雨水管があられた箇所(過去10年間)		

◆緊急避難場所など

屋内の緊急避難場所	災害時に緊急に避難する屋内施設 ※印のない施設は避難生活を営む避難所として利用不可
屋外の緊急避難場所	災害時に緊急に避難する屋外空間
津波緊急待避所	津波発生時、逃げ遅れた際に緊急の一時的に避難する施設、施設の3階以上に避難
貯水機能のある災害時給水拠点	災害時に飲み水の応急給水ができる場所

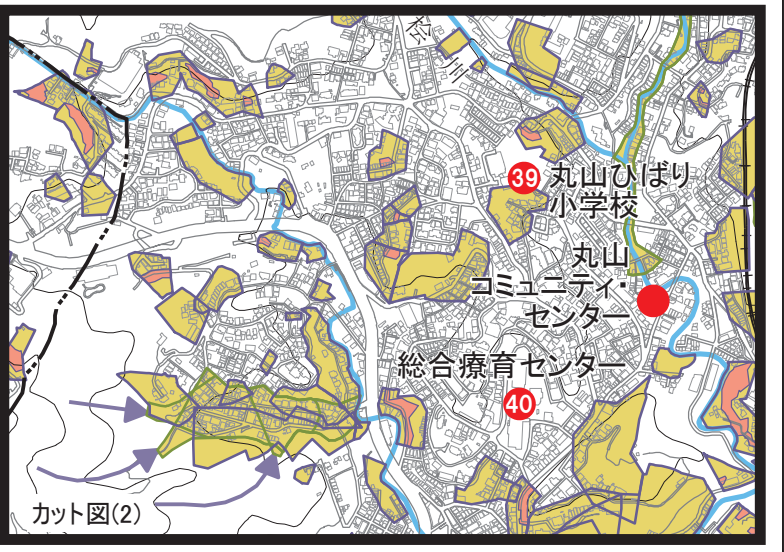
◆防災施設、観測施設

防災行政無線(屋外スピーカー)	避難情報などが放送されます。
土石流発生感知装置(ワイヤーセンサー)	土石流によってワイヤーが切断されると、土石流発生が検知されます。
河川増水警報システム(回転灯)	大雨・洪水の注意報・警報時にイエローランプが回転します。
河川水位観測所	Web「川の防災情報(国土交通省)」で確認できます。
河川の量水標	現地で河川水位を観測するものさし。
河川カメラ	Web「神戸市河川モニタリングカメラ」または「兵庫県河川監視システム」で確認できます。

地図① 避難の基本となるハザードマップです。

2023年度版
土砂災害・水害
ハザードマップ

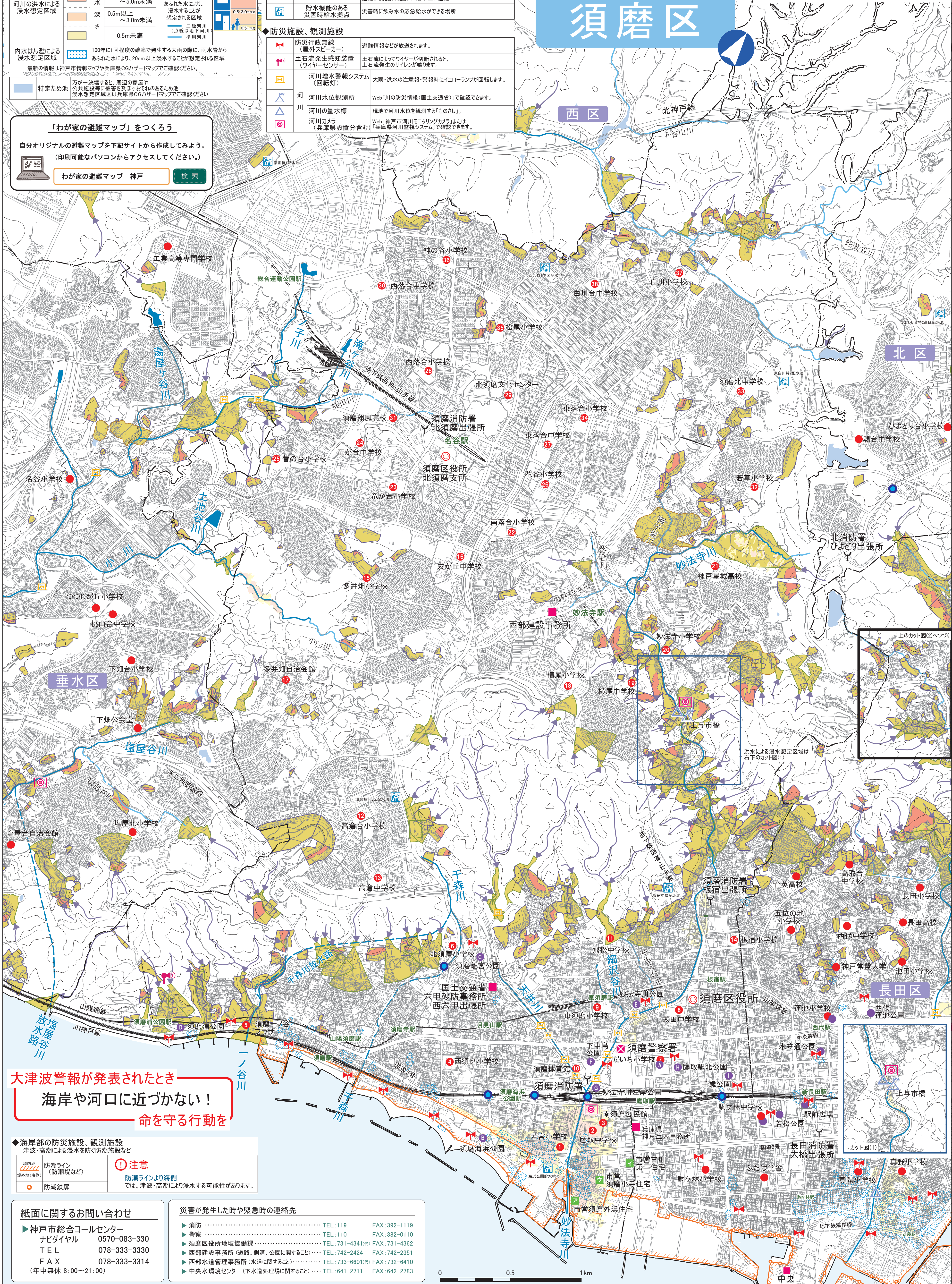
須磨区



「わが家の避難マップ」をつくらう

自分オリジナルの避難マップを下記サイトから作成してみてください。
(印刷可能なパソコンからアクセスしてください。)

[わが家の避難マップ 神戸](#)



大津波警報が発表されたとき

海岸や河口に近づかない!

命を守る行動を

◆海岸部の防災施設、観測施設

津波・高潮による浸水を防ぐ防波施設など

防波堤	防波堤
防波堤(防波堤)	防波堤
防波堤	防波堤

注意
防波堤より海側では、津波・高潮により浸水する可能性があります。

紙面に関するお問い合わせ

神戸市総合コールセンター
ナビダイヤル 0570-083-330
TEL 078-333-3330
FAX 078-333-3314
(年中無休 8:00~21:00)

災害が発生した時や緊急時の連絡先

消防	TEL: 119	FAX: 392-1119
警察	TEL: 110	FAX: 382-0110
須磨区役所地域協働課	TEL: 731-4341(代)	FAX: 731-4362
西部建設事務所(道路、側溝、公園に関すること)	TEL: 742-2424	FAX: 742-2351
西部水道管理事務所(水道に関すること)	TEL: 733-6601(代)	FAX: 732-6410
中央水環境センター(下水道処理場に関すること)	TEL: 641-2711	FAX: 642-2783

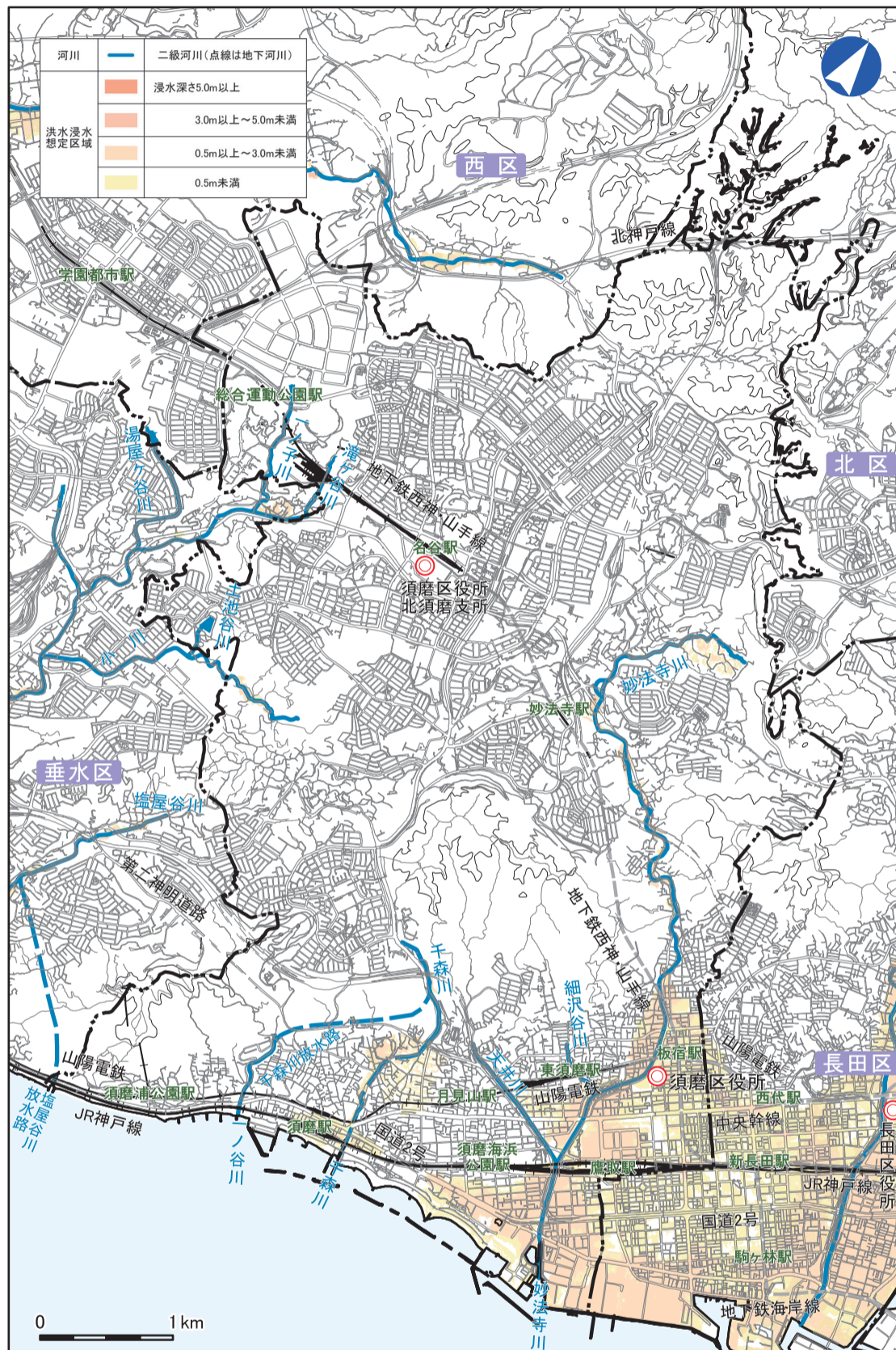
◆このハザードマップは令和5年4月1日時点の情報を掲載しています。この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、関係行政機関等との協力を得て作成されています。測量法に基づき国土院院長承認(使用) R4J4s 1013

地図②

水防法に基づく想定最大規模降雨による 河川の洪水浸水想定区域

須磨区

この地図は、想定し得る最大規模の降雨（およそ1000年以上に1回の頻度で発生すると想定される豪雨）により河川の洪水が発生した場合、浸水が想定される区域と浸水深さを表した図です。



ご質問 **Q** に
お答え **A** します

Q 裏面の **地図①** とでは浸水する範囲が異なりますが、なぜですか？

A 大雨が降る確率の違いによるものです。**地図②** は、およそ1000年以上に1回程度、**地図①** は、概ね100年に1回程度の確率で発生する豪雨の際に、二級河川からあふれた水により浸水することが想定される区域を示しています。このため、**地図②** の浸水する範囲のほうが**地図①** に比べて広範囲になっています。

Q これらの **地図①**、**地図②** はどのように活用するのですか？

A **地図①** は、大雨のときに市民のみなさんが避難していただく際にご活用ください。

神戸市の地域防災計画では、避難指示などの避難情報の発令を **地図①** を基本として行うこととしています。

地図② は、水防法が改正され、「想定し得る最大規模の降雨」が発生した際に、浸水が想定される区域や浸水深さなどの公表が義務づけられたことから作成しています。

不動産取引時の重要事項説明において、この **地図②** を用いて説明することが宅地建物取引業法施行規則によって定められています。

Q インターネットから見ることはできますか？

A パソコンやスマホにより下記のWebサイトでご覧いただけます。

◆「神戸市情報マップ」
<https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal>

◆「兵庫県CGハザードマップ」
<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

Q 不動産取引時の重要事項説明には、この地図を使用するのですか？

A はい、そのとおりです。

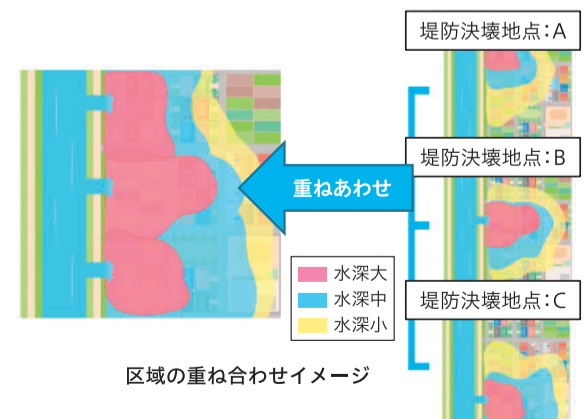
水防法に基づく水害ハザードマップ(河川の洪水浸水想定区域)としては、この地図をご使用ください。

Q この洪水浸水想定区域図は、どのように作成しているのですか？

A 水防法に基づき兵庫県が作成・公表したものを基に作成しています。

洪水浸水想定区域図は、下記のシミュレーションにより作成されています。

- ①降雨確率1/1000年規模を超える非常に大きな降雨を想定し、河川からはん濇する範囲を算定
- ②さらに、堤防が決壊する箇所(堤防天端付近[計画高水位]まで水位上昇する箇所)を概ね200mピッチで抽出し、抽出箇所ごとに堤防を決壊させてはん濇する範囲を算定
- ③全ての算定結果を重ね合わせて浸水想定区域とし、浸水範囲、浸水深さを表示した浸水想定区域図を作成(浸水が重なる場合は最も深い浸水深を表示)



出典 兵庫県「浸水想定区域 確認ガイド」より